

特定子ども・子育て支援施設等 自主点検シート [令和6年4月版]

【特定子ども・子育て支援施設等】

事業区分	
施設名	
管理者名	
所在地	
電話番号	

設置者・事業者名	
代表者名	
記入者名	
記入年月日	
メールアドレス	

志木市 福祉部 福祉監査室

TEL : 048-456-5365

E-mail : fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp

自主点検シートについて

- ・利用者に適切な保育サービスを提供するためには、施設自らが、運営基準に適合しているかどうかなどについて、日常的に確認することが重要です。
- ・この自主点検シートを活用して、施設の運営状況について、毎年、定期的な点検をお願いします。
- ・市が実地指導を行う際には、事前に施設でこのシートを使って点検をいただき、実地指導の前に提出をお願いします。当日は、このシートに沿って運営状況を確認しますので、施設の方でもその写しを保管しておいてください。
- ・「点検結果」欄は、該当する項目（いる・いない）の□を■に、又は手書きの場合はチェックを入れてください。いずれにも該当しない場合は余白に状況を記載してください。基準等に不適合の場合は、右枠の「不適合の場合：その状況・改善方法」欄に簡潔に記載してください。

※保育所及び特定教育・保育施設でない幼稚園の認可基準の適合状況等に関する施設監査については、埼玉県（福祉監査課・学事課）が行います。

※法令等の表記は、次のとおり略称を使用しています。

支援法 : 子ども・子育て支援法

基準 : 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

規則 : 子ども・子育て支援法施行規則

一時的要綱 : 一時預かり事業実施要綱

病児要綱 : 病児保育事業実施要綱

ファミサポ要綱 : 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱

チェックフロー

- ①未移行幼稚園の教育時間部分と預かり保育 → 第1、参考1、参考2
- ②新制度幼稚園・認定こども園一時預かり事業 → 第1、第3
- ③保育所等一時預かり事業 → 第1、第2
- ④認可外保育施設 → 第1、（認可外保育施設の自主点検シート）
- ⑤病児保育事業 → 第1、参考3
- ⑥子育て援助活動支援事業 → 第1、第4

※ 参考1（幼稚園等の預かり保育事業の実施基準）、参考2（幼稚園の設置基準）、参考3（病児保育事業の実施基準）は認可・届出等の所轄庁である県（学事課、少子政策課）が適合状況を確認する項目ですが、参考として記載しています。

このうち、参考1、参考3については、規則第1条の2、第1条の3に規定されていることから、必要に応じて市でも適合状況を確認する場合があります。

目次				
第1 基本的事項（共通）		頁	9 医療機関との連携体制の整備	18
1	教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	3	10 依頼の受付体制について	18
2	利用料及び特定費用の額の受領	3	11 病児・病後児の預かりについての留意事項	18
3	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付<償還払いの場合>	4	12 実施体制	18
4	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付<代理受領の場合>	5	参考1 預かり保育事業（特定教育・保育施設に移行していない幼稚園）について	
5	施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	6	1 職員基準	19
6	施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	6	2 事業の実施	19
7	秘密保持等	6	3 食事の提供	19
8	記録の整備	7	4 保育室の面積	19
9	事故防止・事故報告	8	参考2 特定教育・保育施設に移行していない幼稚園の設置基準について	
第2 一時預かり事業（一般型）について			1 教育週数	20
1	対象児童	9	2 1学級の幼児数	20
2	設備基準及び保育の内容	9	3 学級の編成	20
3	職員の配置	9	4 教職員	20
第3 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について			5 施設・設備の一般的基準	20
1	対象児童	12	6 園地、園舎及び運動場	20
2	設備基準及び保育の内容	12	7 1学級に対する園舎の面積基準	21
3	職員の配置	13	8 2学級以上に対する園舎の面積基準	21
第4 子育て援助活動支援事業について			9 2学級以上に対する運動場の面積基準	21
(1) 基本事業			10 3学級以上に対する運送状の面積基準	21
1	事業内容	14	参考3 病児保育事業について	
2	相互援助活動の内容	14	1 病児保育の基準	22
3	実施方法	14	2 病後児保育の基準	22
4	保険の加入	14	3 体調不良児対応型	23
5	子どもの預かりの場所	15		
6	預かる子どもの人数	15		
7	相互援助活動に対する報酬	15		
8	援助を行う会員への講習の実施	15		
9	援助を行う会員へのフォローアップ講習の実施	16		
(2) 病児・緊急対応強化事業				
1	事業内容	16		
2	相互援助活動の内容	16		
3	実施方法	16		
4	保険の加入	17		
5	子どもの預かりの場所	17		
6	預かる子どもの人数	17		
7	相互援助活動に対する報酬	17		
8	援助を行う会員への講習の実施	17		

点検項目	確認事項	点検結果	不適合の場合：その状況・改善方法
------	------	------	------------------

第1 基本的事項 事業区分①～⑥該当			
1 教育・保育 その他の子ども・子育て支援の提供の記録 【基準54条】	特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
2 利用料及び 特定費用の額の 受領 【基準55条】	1) <償還払いの場合> 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価の額（利用料）の支払を受けているか。対価の額（利用料）は、「特定費用」を除くものとする。 <代理受領の場合> 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価の額（利用料）から市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けているか。対価の額（利用料）は、「特定費用」を除くものとする。 特定費用とは以下を指す。 <ol style="list-style-type: none"> 1 日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用 2 特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用 3 食事の提供に要する費用 4 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 5 1～4に掲げるもののほか、特定子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない

	<p>2)特定子ども・子育て支援提供者は、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>いる いない</p>	
<p>3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付<償還払いの場合> 【基準56条】</p>	<p>1)特定子ども・子育て支援提供者は、費用の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しているか。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しているか。ただし、特定費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。 <領収証の支払方法> 口座振替の記録等をもって領収証に代えることは可能ですが、その金額に特定費用が含まれている場合、別途内訳がわかる書類も必要となります。(FAQ5-7)</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>いる いない</p>	
	<p>2)特定子ども・子育て支援提供者は、費用の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。 <提供証明書の記載> 個別の利用日や利用時間の情報は支給額の算定において必須ではないため、「提供した日」については実際の利用日を含む提供時間を記載すれば足り、「時間帯」については標準的な利用時間を記載することで足り。なお、預かり保育事業の「提供日数」については、実際の利用日数を記載してください。(FAQ5-4)</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>いる いない</p>	

	<p>1)特定子ども・子育て支援提供者は、費用の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しているか。この場合において、当該領収証は、利用料の額から市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しているか。ただし、特定費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。</p> <p><領収証の支払方法></p> <p>口座振替の記録等をもって領収証に代えることは可能ですが、その金額に特定費用が含まれている場合、別途内訳がわかる書類も必要となります。(FAQ5-7)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>4 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付<代理受領の場合></p> <p>【基準56条】</p>	<p>2)市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける、特定子ども・子育て支援提供者は、市及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しているか。</p> <p><提供証明書の記載></p> <p>個別の利用日や利用時間の情報は支給額の算定において必須ではないため、「提供した日」については実際の利用日を含む提供時間を記載すれば足り、「時間帯」については標準的な利用時間を記載することで足り。なお、預かり保育事業の「提供日数」については、実際の利用日数を記載してください。(FAQ5-4)</p> <p><通知方法></p> <p>施設等利用費は月額単位で算定することから、施設等利用給付認定保護者への通知も月額単位になると想定されますが、利用者への通知の取り扱いについては、毎月の通知が必要ということではなく、1年分をまとめて通知する取り扱いとすることも可能です。</p> <p>【参考】施設型給付費等での通知方法</p> <p>「法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について」(平成28年4月14日内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 事務連絡)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

<p>5 施設等利用 給付認定保護者 に関する市町村 への通知 【基準58条】</p>	<p>特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>いる いない 非該当</p>	
<p>6 施設等利用 給付認定子ども を平等に取り扱 う原則 【基準59条】</p>	<p>特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>いる いない</p>	
<p>7 秘密保持等 【基準60条】</p>	<p>1)特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>いる いない</p>	
	<p>2)特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p><1)、2)での必要な措置の例> 雇用契約、誓約書又は就業規則等において、就業期間中はもとより離職後も含めた守秘義務を課すなど、職員の個人情報保護に関する措置を講じておく必要がある。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>いる いない</p>	
	<p>3)特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>いる いない</p>	

<p>8 記録の整備 【基準61条】</p>	<p>1)特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。 <諸記録の例> 【職員に関する記録の例】 ・労働契約における契約書・その他適正な賃金や労働条件を明示した書類や文書等 ・各時間帯において保育従事者が施設等の規模に応じて各々の基準どおり（または適正に）配置されていることがわかる書類 ・正規の手続きを経て整備された就業規則や給与規程等 ・社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険等）への加入を証する書類 ・安全衛生管理体制が分かる書類 ・職員の健康診断の実施状況が分かる書類 【設備に関する記録の例】 ・施設・設備が、法令その他各自治体が認める設置基準に従って整備されていることが分かる書類 ・施設・設備、備品等が、児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることが分かる書類 ・防災計画、害虫駆除、受動喫煙の防止、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されているかが分かる書類 【会計に関する記録の例】 ・適正な会計処理のため必要な事項について定めている経理規程等 ・各会計年度に作成すべき計算書類（収支計算書、損益計算書、貸借対照表等） ・施設利用者から預かる金銭等を含めた現預金等の出納管理簿</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	<p>2)特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援の提供の記録及び不正による施設等利用費の受給等に関する市への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	

<p>9 事故防止・ 事故報告</p>	<p>サービスの提供による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、速やかに当該事実を県又は市に報告しているか。</p> <p><参考> 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成27年2月16日付府政共生96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号通知）」</p> <p>報告先： 特定教育・保育施設でない幼稚園→県（学事課） 上記以外→市（保育課）</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>いる</p> <p>いない</p>	
-------------------------	---	---	----------------------	--

第2 一時預かり事業（一般型）について<児童福祉法施行規則36条の35第1号、一時的要綱> 事業区分③該当				
1 対象児童	主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して一時預かり事業を行っているか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
2 設備基準及び保育の内容	1)乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる施設には、乳児室又はほふく室及び便所を設けているか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
	2)乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65㎡以上であるか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
	3)ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であるか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
	4)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えているか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
	5)満2歳以上の幼児を入所させるには、保育室又は遊戯室及び便所を設けているか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
6)保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上であるか。	<input type="checkbox"/>	いる		
	<input type="checkbox"/>	いない		
7)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えているか。	<input type="checkbox"/>	いる		
	<input type="checkbox"/>	いない		
8)乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条8号に掲げる要件に該当するものであるか。	<input type="checkbox"/>	いる		
	<input type="checkbox"/>	いない		
9)養護及び教育を一体的に行うことを特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める「保育所保育指針」に従い事業を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	いる		
	<input type="checkbox"/>	いない		
10)食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための過熱、保存等の調理機能を有する設備を整えているか。	<input type="checkbox"/>	いる		
	<input type="checkbox"/>	いない		
	1)乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う保育従事者を配置し、そのうち保育士を1/2以上としているか。当該保育従事者の数は2名を下ることはできない。 <参照：年齢別配置基準> 0歳児：おおむね3人につき1人 1・2歳児：おおむね6人につき1人			

	<p>3歳児：おおむね20人につき1人 4・5歳児：おおむね30人につき1人</p> <p>なお、一般型一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が1日当たり平均3人以下である場合は、1/2以上の配置が必要となる保育士には、次の①～③に該当する家庭的保育者が含まれる。</p> <p>① 子育て支援員専門研修（地域保育コース（地域型保育））及び家庭的保育者認定研修を修了した者</p> <p>② 家庭的保育者基礎研修及び認定研修を修了した者</p> <p>③ 平成27年4月1日前に、小規模保育運営支援事業実施要綱、グループ型小規模保育事業実施要綱又は家庭的保育事業実施要綱に基づき、家庭的保育者としてこれらの事業に従事していた者</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>いる</p> <p>いない</p>	
<p>3 職員の配置</p>	<p>2)保育従事者は、専ら一般型一時預かり事業に従事するものであるか。ただし、次のいずれかに該当する場合は、保育従事者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、専従職員を1人とすることができる。</p> <p>(1) 一般型一時預かり事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であって、保育所等の保育従事者による支援を受けられ、かつ、一般型一時預かり事業に専従する職員が保育士（一般型一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が1日当たり平均3人以下である場合は、1)に記載した①～③に該当する家庭的保育者が含まれる。）であるとき</p> <p>(2) 一般型一時預かり事業を利用している人数が1日当たり平均3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室等において一般型一時預かり事業が実施され、かつ、保育所等の保育士による支援を受けられるとき</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>いる</p> <p>いない</p>	
	<p>3)保育士以外の保育従事者は、以下の①又は②の研修を修了した者か。</p> <p>① 「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める基本研修及び「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>いる</p> <p>いない</p>	

② 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」に定める家庭的保育者研修の基礎研修と同等の研修を修了した者		
---	--	--

第3 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について＜児童福祉法施行規則36条の35第2号、一時的要綱＞ 事業区分②該当				
1 対象児童	主として、幼稚園又は認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者か。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
2 設備基準及び保育の内容	1)乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる施設には、乳児室又はほふく室、 医務室、調理室 及び便所を設けているか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
	2)乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65㎡以上であるか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
	3)ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であるか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
	4)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えているか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
	5)満2歳以上の幼児を入所させる 保育所 には、保育室又は遊戯室、 屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。） 、 調理室 及び便所を設けているか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
6)保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、 屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上 であるか。	<input type="checkbox"/>	いる		
	<input type="checkbox"/>	いない		
7)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えているか。	<input type="checkbox"/>	いる		
	<input type="checkbox"/>	いない		
8)乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条8号に掲げる要件に該当するものであるか。	<input type="checkbox"/>	いる		
	<input type="checkbox"/>	いない		
9)幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項に従い事業を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	いる		
	<input type="checkbox"/>	いない		
10)食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための過熱、保存等の調理機能を有する設備を整えているか。	<input type="checkbox"/>	いる		
	<input type="checkbox"/>	いない		

3 職員の配置	<p>1) 幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う教育・保育従事者その他市町村長が行う研修を修了した者を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を1/2以上としているか。 当該教育・保育従事者の数は2名を下ることはできない。</p> <p><参照：年齢別配置基準> 0歳児：おおむね3人につき1人 1・2歳児：おおむね6人につき1人 3歳児：おおむね15人につき1人 4・5歳児：おおむね25人につき1人</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>いる</p> <p>いない</p>	
	<p>2) 教育・保育従事者は、専ら幼稚園型一時預かり事業に従事するものであるか。ただし、次に該当する場合は、教育・保育従事者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、専従職員（保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者）を1人とすることができる。</p> <p>(1) 幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されている場合であって、幼稚園等の保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者による支援を受けられるとき</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>いる</p> <p>いない</p>	
	<p>3) 保育士又は幼稚園免許状所有者以外の教育・保育従事者は、以下の①に掲げる者又は②から⑤までに掲げる者で市が適切と認めた者か。なお、②から⑤までに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身に付けさせる必要がある。</p> <p>① 市町村長等が行う研修を修了した者 ② 小学校教諭普通免許状所有者 ③ 養護教諭普通免許状所有者 ④ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者 ⑤ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>いる</p> <p>いない</p>	

5 子どもの預かりの場所	1)子どもを預かる場所は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等、子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定しているか。	<input type="checkbox"/>	いる	
	2)チェックリスト等を活用して、預かり場所の定期的な安全点検を行い、子どもの事故を防ぐ上での対応が十分でない点を明らかにして改善しているか。	<input type="checkbox"/>	いる	
6 預かる子どもの人数	相互援助活動の実施に当たり、一度に預かることができる子どもの人数は、援助を行う会員1人につき、原則として1人としているか。なお、やむを得ず複数の子どもの場合、援助を行う会員の経験や子どもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮すること。	<input type="checkbox"/>	いる	
7 相互援助活動に対する報酬	依頼会員は、提供会員に対して、センターの定める基準に従い、援助活動に係る報酬及び実費を支払っているか。サブリーダーが会員間の連絡及び調整等を行ったときは、謝金を市から受けているか。	<input type="checkbox"/>	いる	
8 援助を行う会員への講習の実施	1) A E D（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリ・ハット事例の検証等を内容とするもの。）について、援助を行う会員全員に対して実施しているか（ただし、他の研修等で同内容を受講済みの者で、市が適当と認める場合は、この限りでない。）。	<input type="checkbox"/>	いる	
	2)預かり中の子どもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うよう努めているか。 なお、子育て支援員研修のうち、基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすことができる。 また、子育て支援員研修のうち、基本研修に加え、地域保育コースを既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、参考として以下に示す項目のうち、「9事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすことができる。 （参考：講座カリキュラム） 講座項目/講師/時間（目安） 1 保育の心/保育士・保健師/2時間 2 心の発達とその問題/発達心理の専門家/4時間 3 身体の発達と病気/小児科医/2時間 4 小児看護の基礎知識/看護師・保健師/4時間	<input type="checkbox"/>	いる	

	<p>5 安全・事故/医師・保健師・保育士/2時間</p> <p>6 子どもの世話/保健師・保育士/3時間</p> <p>7 子ども遊び/保育士/2時間</p> <p>8 子どもの栄養と食生活/栄養・保育学科栄養学の専門家、管理栄養士等/3時間</p> <p>9 事業を円滑に進めるために/ファミリー・サポート・センター等/3時間</p>			
9 援助を行う会員へのフォローアップ講習の実施	<p>緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して、少なくとも5年に1回必ず実施し、その他のフォローアップ講習等の実施も含め、相互援助活動の質の維持、向上に努めているか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
(2) 病児・緊急対応強化事業				
1 事業内容	<p>病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等に関して以下に掲げる事業を実施しているか。ただし、以下のうちア～エについては、全ての事業の実施を必須とする。</p> <p>ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務</p> <p>イ 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）</p> <p>ウ 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催</p> <p>エ 医療機関との連携体制の整備</p> <p>オ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催</p> <p>カ 子育て支援関連施設・事業（乳児院、保育所、児童館、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業等）との連絡調整</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
2 相互援助活動の内容	<p>相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～エ等の病児・緊急対応に関する子どもの預かりの活動としているか。ただし、アについては必ず実施することとし、病児及び病後児の双方を対象とすること。</p> <p>ア 病児及び病後児の預かり</p> <p>イ 宿泊を伴う子どもの預かり</p> <p>ウ 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり</p> <p>エ 上記に伴う自宅、保育施設、病児・病後児保育施設等への送迎</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
	<p>1)ファミリー・サポート・センターに、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者）及びファミリー・サポート・サブリダーを配置しているか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		

3 実施方法	2)会員の登録に関しては、年度ごとに更新・整理しているか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
3 実施方法	3)会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者との請負又は準委任契約に基づいているか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
4 保険の加入	会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入しているか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
5 子どもの預かりの場所	1)子どもを預かる場所は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等、子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定しているか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
5 子どもの預かりの場所	2)チェックリスト等を活用して、預かり場所の定期的な安全点検を行い、子どもの事故を防ぐ上での対応が十分でない点を明らかにして改善しているか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
6 預かる子どもの人数	相互援助活動の実施に当たり、一度に預かることができる子どもの人数は、援助を行う会員1人につき、原則として1人としているか。なお、やむを得ず複数の子どもの預かる場合には、援助を行う会員の経験や子どもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮すること。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
7 相互援助活動に対する報酬	依頼会員は、提供会員に対して、センターの定める基準に従い、援助活動に係る報酬及び実費を支払っているか。サブリーダーが会員間の連絡及び調整等を行ったときは、謝金を市から受けているか。	<input type="checkbox"/>	いる	
		<input type="checkbox"/>	いない	
8 援助を行う会員への講習の実施	1)病児・病後児の預かり等に対応できるよう、以下に示す項目、時間を満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行っているか。 なお、子育て支援員研修のうち、基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすことができる。 また、前述の子育て支援員研修のうち、基本研修に加え、地域保育コースを既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、参考として以下に示す項目のうち、「9事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすことができる。 (参考：講習マニュアル) 講座項目/講師/時間（目安）	<input type="checkbox"/>	いる	
		1 保育の心/保育士・保健師/2時間 2 心の発達とその問題/発達心理の専門家/4時間 3 身体の発達と病気/小児科医/2時間 4 小児看護の基礎知識/看護師・保健師/4時間	<input type="checkbox"/>	いない

	<p>5 安全・事故/医師・保健師・保育士/2時間</p> <p>6 子どもの世話/保健師・保育士/3時間</p> <p>7 子ども遊び/保育士/2時間</p> <p>8 子どもの栄養と食生活/栄養・保育学科栄養学の専門家、管理栄養士等/3時間</p> <p>9 事業を円滑に進めるために/ファミリー・サポート・センター等/3時間</p>			
	2)援助を行う会員に対して、フォローアップ研修等を実施し、活動の質の維持、向上に努めているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
9 医療機関との連携体制の整備	1)市は、県医師会、朝霞地区医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
	2)事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
	3)症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
10 依頼の受付体制について	病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受付を行い、相互援助活動の調整ができる体制をとっているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
11 病児・病後児の預かりについての留意事項	1)預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
	2)病児・病後児の預かりは1人までとしているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
	3)アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとっているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
12 実施体制	事業の実施については、ファミリー・サポート・センターを設立し、基本事業を実施した上でやっているか。ただし、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		

<p>参考1 預かり保育事業（特定教育・保育事業に移行していない幼稚園）について<規則1条の2、 「幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部における預かり保育の質の向上について」（令和元年 10月2日元文科初第822号、府子本第547号）></p>	
1 職員基準	<p>1)満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上を子どもの処遇を行う職員として配置する。そのうち、半数以上は保育士又は幼稚園教諭普通免許状を有する者であること。この職員の数2人を下ることはできない。</p> <p>2)子どもの処遇を行う職員は専従とする。ただし、当該事業と幼稚園等を一体的に運営して、幼稚園等の保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者による支援を受けることができる場合は、専従職員を1人とすることができる。</p> <p>3)幼児の処遇を行う職員のうち、1)に基づき配置する有資格者以外の職員については、次に掲げるものであることが望ましい。</p> <p>ア 小学校教諭普通免許状所有者 イ 養護教諭普通免許状所有者 ウ 幼稚園教諭教職課程又は保育士課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められるもの エ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効したものを除く。） オ 市町村長等が行う研修を修了した者（※）</p> <p>（※）「市町村長等が行う研修を修了した者」とは、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める基本研修及び「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者又は子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」に定める基礎研修と同等の研修を修了した者（令和2年3月31日までの間に修了した者に限る）をいう。</p>
2 事業の実施	<p>文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に準じて事業を実施する。</p>
3 食事の提供	<p>食事の提供を行う場合にあっては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える。</p>
4 保育室の面積	<p>預かり保育を実施する保育室の面積は、幼児1人当たり1.98㎡以上であることが望ましい。</p>

参考2 特定教育・保育施設に移行していない幼稚園の設置基準について

<p>1 教育週数 【学校教育法施行規則37条】</p>	<p>幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下っていない。</p>
<p>2 1学級の幼児数【以下、幼稚園設置基準による】</p>	<p>1学級の幼児数は、35人以下としている。</p>
<p>3 学級の編制</p>	<p>学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制している。</p>
<p>4 教職員</p>	<p>1)幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を1人置いている。特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>2)専任でない園長を置く幼稚園にあつては、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を1人置いている。</p> <p>3)幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めている。</p>
<p>5 施設・設備の一般的基準</p>	<p>幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境に幼稚園の位置を定めている。また、幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切である。</p>
	<p>1)園舎は、2階建以下としている。園舎を2階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を3階建以上とする場合にあつては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、1階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を2階に置くことができる。</p> <p>2)園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けている。</p> <p>3)幼稚園には、次の施設及び設備を備えている。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員室 2 保育室 3 遊戯室 4 保健室 5 便所 6 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備

<p>6 園地、園舎及び運動場</p>	<p>4)幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えている。園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。</p> <p>5)保育室の数は、学級数を下っていない。</p> <p>6)飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えている。</p> <p>7)飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されている。</p> <p>8)幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 放送聴取設備 2 映写設備 3 水遊び場 4 幼児清浄用設備 5 給食施設 6 図書室 7 会議室
<p>7 1学級に対する園舎の面積基準</p>	<p>1学級の幼稚園においては、園舎が180㎡以上ある。</p>
<p>8 2学級以上に対する園舎の面積基準</p>	<p>2学級以上の幼稚園においては、園舎が$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$㎡以上ある。</p>
<p>9 2学級以下に対する運動場の面積基準</p>	<p>2学級以下の幼稚園においては、運動場が$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$㎡以上ある。</p>
<p>10 3学級以上に対する運動場の面積基準</p>	<p>3学級以上の幼稚園においては、運動場が$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$㎡以上ある。</p>

参考3 病児保育事業について<規則1条の3、病児要綱>

1 病児保育の 基準	1)看護師、准看護師、保健師又は助産師は、当該事業を利用する病児おおむね10人につき1人以上としている。
	2)保育士の数は、対象病児おおむね3人につき1人以上としている。
	3)保育士及び看護師等の職員配置については、常駐を原則としている。 ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。 ア 利用児童がいる時間帯の場合 (ア)～(エ)の要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。 (ア) 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。 (イ) 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。 (ウ) 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。 (エ) 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。 イ 利用児童がいない時間帯の場合 利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。
	4)本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施している。
	5)保育室、病児の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室及び調理室を有する。
	6)事故防止及び衛生面に配慮するなど病児の養育に適した場所としている。
	7)対象病児等の病状が急変した場合に当該対象病児等を受け入れることができる協力医療機関及び対象病児等の病状、心身の状況の把握、感染の防止その他の事項に関して指導又は助言を行う指導医をあらかじめ定めている。
	8)医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票により、症状を確認し、受け入れ、訪問の決定を行っている。
	1)看護師等が当該事業を利用する病後児おおむね10人につき1人以上としている。
	2)保育士が対象病後児おおむね3人につき1人以上としている。

<p>2 病後児保育の基準</p>	<p>3)保育士及び看護師等の職員配置については、常駐を原則としている。 ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。</p> <p>ア 利用児童がいる時間帯の場合</p> <p>(ア)～(エ)の要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。</p> <p>(ア) 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。</p> <p>(イ) 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。</p> <p>(ウ) 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。</p> <p>(エ) 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。</p> <p>イ 利用児童がいない時間帯の場合</p> <p>利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。</p> <p>4)本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施する。</p> <p>5)保育室、病後児の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室及び調理室を有している。</p> <p>6)事故防止及び衛生面に配慮するなど病後児の養育に適した場所としている。</p> <p>7)協力医療機関をあらかじめ定めている。</p>
<p>3 保育所その他の施設において、当該施設に通園する小学校就学前子どもに対して緊急的な対応その他の保健的な対応を行う事業（体調不良児対応型）</p>	<p>1)看護師等を当該事業を利用する小学校就学前子ども2人につき1人以上配置している。</p> <p>2)本事業を担当する看護師等は、実施保育所等における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行っている。</p> <p>3)本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的実施している。</p> <p>4)感染を予防するため、事業を実施する場所（医務室・余裕スペース等）と保育室等の間に間仕切りを設けている。</p> <p>5)協力医療機関及び指導医をあらかじめ定めている。</p>